

申し合わせ

食肉加工業界におけるコンプライアンス(法令遵守)体制の確立、徹底を図り、業界全体の信頼確立を期するため、社団法人日本食肉加工協会及び日本ハム・ソーセージ工業協同組合の役員会の総意として、下記のとおり申し合わせする。

記

- 1 豚肉の差額関税制度は、安価な豚肉の大量輸入による国内需要の混乱を防止することを目的として制定され、国内の豚肉の需要及び価格の安定に寄与しているものであり、豚肉の輸入に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、適正な手続きを行うこと。
- 2 食肉の購買に当たっては、関税法を始めとする関係法令に違反し、又はそのおそれのある取引に係る食肉を購買することのないよう、慎重に対応すること。
- 3 会員・組合員企業におけるコンプライアンス(法令遵守)意識の確立、徹底を図ること。

平成17年6月30日
社団法人 日本食肉加工協会